

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年7月11日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年7月5日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

企画政策課 高石課長、富田主査補

3 件名

「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・事務事業評価の評価基準及び事務事業の見直し基準について報告
- ・質疑等なし

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名(総務部企画政策課)

1 件名

「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」の策定について

2 内容

【概要】

今後の人口減少、少子化・高齢化の進展、増加しない職員数の状況を踏まえると、事務事業評価により事務事業を総点検し、その結果に基づいて事務事業のスクラップやリセット、事業運営主体の転換など事務事業の見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入していくことが必要である。

そこで、全庁的に統一した基準で事務事業評価及びその評価結果に基づく事務事業の抜本的な見直しを進めるため、別添のとおり「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」を策定したので、報告するものです。

【スケジュール】

H29年7月	「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」の策定 事務事業の方向性を見直すべき事務事業のリストを作成
8月～10月	各課等において事務事業の見直し方策及び実施時期を検討
10月	総合計画審議会における外部評価の実施
11月	行政経営戦略会議で事務事業の見直し案を決定 事務事業の見直し結果の公表

3 その他

白井市行政経営指針「基本方針2 歳出の抑制」－「評価に基づく行政サービスの質の向上と精査」において、「評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。」と位置付けている。

# 白井市事務事業評価及び 事務事業の見直し基準

平成29年7月  
総務部企画政策課

## 1 目的

市では、平成32年をピークに初めての人口減少に陥り、これと同時に、国の平均を上回るペースで高齢化が進展することが見込まれており、市税収入の減少、社会保障費の増大など市財政への影響が懸念されています。

一方で、市民の価値観やライフスタイルは多様化し、行政サービスに求められる範囲が拡大する中で、行政が主体となった画一的なサービスでは、市民ニーズを充足することは困難になっています。

さらに、市職員の増加が見込めない中で、市職員だけで多様化する行政サービスを提供することも困難になっています。

このような中、事務事業評価により事務事業を総点検し、その結果に基づいて事務事業のスクラップやリセット、事業運営主体の転換など事務事業の見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入していくことが必要です。

本基準は、事務事業評価及びその評価結果に基づく事務事業の抜本的な見直しを全庁的に進めるための基準を定めるものです。

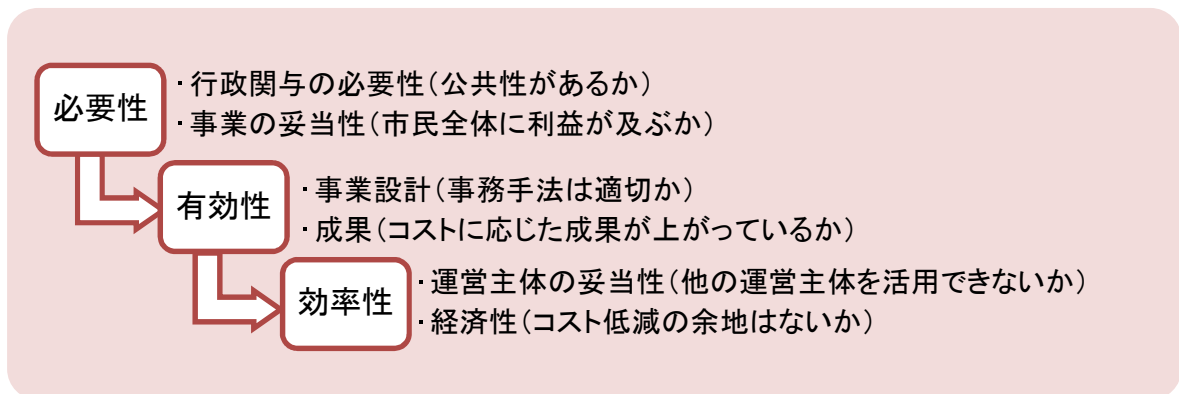
## 2 事務事業評価基準

### (1) 対象事業

事務事業評価の対象は、第5次総合計画前期基本計画前期実施計画の重点戦略事業と分野別計画事業とします。

### (2) 評価の視点

事務事業評価では、次の必要性、有効性、効率性の3つの視点に基づいて事務事業を評価します。



## STEP1 必要性の評価

必要性は、「行政関与の必要性」と「事業の妥当性」の2点により評価します。

「行政関与の必要性」は、市民ニーズの存在と、そのニーズを民間ではなく、行政が充足しなければならない公共性があるかという視点で評価します。

「事業の妥当性」は、事業の実施により広く市民全体に利益が及ぶかという公益性があるか、特定の者が受益を受けるものであっても、その受益に対する社会的要請が高いかという視点で評価します。

具体的には、次の①から④の項目に基づいて必要性を評価し、総合評価点数を算出します。

項 目	○・×・-
①市が関与する必要性は薄れていないか(次の全てが「○(-を含む)」か)	
✓社会情勢の変化等により、公共性が薄れていないか	
✓民間の競争原理が働かず、民間等により実施することは不可能か	
✓(事業開始当初に公的支援が必要なもの)予定どおり民間等の自立が見込まれるか	
②対象者の減少など事業の実施意義は薄れていないか(次の全てが「○」か)	
✓事業開始当初の目的を概ね達成していないか	
✓事業開始当初よりサービスに対する市民ニーズは大きく減少していないか	
✓事業開始当初よりサービスの対象者は大きく減少していないか	
③事業を実施しないと市民や地域社会に不利益が生じるか(次のいずれかが「○」か)	
✓市民の生命、財産、権利を守るサービスを提供するものか	
✓市民が社会生活を営む上で、必要な生活の安定を支援するものか	
✓市民の大部分にとって必要不可欠なサービスを提供するものか	
✓地域全体が恩恵を受けるサービスを提供するものか	
✓生活環境の保全や都市機能の維持・拡大を目的とするものか	
✓子育て支援など社会的要請の高いサービスを提供するものか	
④対象や意図を限定又は拡充する必要はないか(次の全てが「○(-を含む)」か)	
✓(対象者が広範囲にわたるもの)ターゲットを絞る必要はないか	
✓(対象者が限定されているもの)広く市民を対象にする必要はないか	
✓目指す成果が施策の実現に貢献するものになっているか	



### 必要性の総合評価

項 目	評価点数	
	○	×
①市が関与する必要性が薄れていないか	②へ	1点
②対象者の減少など事業の実施意義は薄れていないか	③へ	2点
③事業を実施しないと市民や地域社会に不利益が生じるか	④へ	3点
④対象や意図を限定又は拡充する必要はないか	4点	3点

## STEP2 有効性の評価

有効性は、「事業設計」と「成果」の2点により評価します。

「事業設計」は、類似・重複したサービスがないか、事務事業の在り方や手法は適切かという視点で評価します。

「成果」は、限られた財源の有効活用という視点から、費用対効果、成果向上の余地、上位施策への貢献度が高いかという視点で評価します。

具体的には、次の①から④の項目に基づいて有効性を評価し、総合評価点数を算出します。

項 目	○・×・-
①国・県・民間に類似の事業・サービスはないか(次の全てが「○」か)	
✓国・県・民間のサービスにより、市民ニーズを満たすことができないか	
②指標目標を達成したか、意図の実現に近づいているか(次の全てが「○(-を含む)」か)	
✓(目標値を概ね(8割を目安)達成したもの)目標値は甘すぎなかったか	
✓(目標値を達成できなかったもの)2年以内に成果を高める余地はあるか ただし、3年間連続して成果が芳しくない場合は「×」とする。	
✓費用対効果は向上しているか(指標1単位当たりコストは低下しているか)	
③他事業との連携・統合の余地はないか(次の全てが「○」か)	
✓類似する事業が存在しないか	
✓他事業と一元的に実施することにより、効率的な執行ができないか	
✓他事業と連携して、より高い成果を期待できないか	
④手段は適切か、サービス水準は適切か(次の全てが「○」か)	
✓他の手段でこれまでと同じ又はこれまで以上の成果を達成できないか	
✓目指す意図の実現に寄与する手段となっているか	
✓国・県の補助・給付基準に上乗せしたサービス水準となっていないか	
✓市民ニーズと比較して、過剰なサービス水準となっていないか	



### 有効性の総合評価

項 目	評価点数	
	○	×
①国・県・民間に類似の事業・サービスはないか	②へ	1点
②指標目標を達成したか、意図の実現に近づいているか	③へ	2点
③他事業との連携・統合の余地はないか	④へ	3点
④手段は適切か、サービス水準は適切か	4点	3点

### STEP3 効率性の評価

効率性は、「運営主体の妥当性」と「経済性」の2点により評価します。

「運営主体の妥当性」は、市民サービスの確保や行政責任の担保等を前提に、市職員以外の運営主体を活用する余地がないかという視点で評価します。

「経済性」は、コストに焦点をあてて、受益者負担の見直しや事務の効率化等によりコストを削減する余地がないかという視点で評価します。

具体的には、次の①から④の項目に基づいて効率性を評価し、総合評価点数を算出します。

項 目	○・×・-
①民間委託や市民団体等との協働の余地はないか(次のうち「○」が4つ以上あるか)	
✓コストのうち職員人件費が大半をしめていないか	
✓市民団体等による実践が期待できないか	
✓行政が持つ専門知識に基づくものか	
✓中立性・公平性を要求されるものか	
✓行政による迅速な対応が必要なものか	
✓日常的かつ一般的な業務が大半を占めていないか	
✓マニュアルなどによる定型化が困難なものか	
✓民間の知識、技術力等のノウハウの活用によりコスト削減が期待できないか	
②受益者負担について見直す余地はないか(次の全てが「○(-を含む)」か)	
✓(受益者負担がないもの)受益者が市民全体のため負担を求められないものか	
✓(受益者負担があるもの)他市等と比べ受益者負担とサービス水準のバランスは適切か	
✓(受益者負担があるもの)類似サービスの受益者負担と均衡を逸していないか	
③業務プロセス(進め方・手続き)に工夫の余地はないか(次の全てが「○」か)	
✓業務手順に見直す部分、無駄な部分はないか	
✓ITの活用など作業の効率化を図る余地はないか	
✓よりコストの低いサービス提供手法が想定できないか	
④実施体制(事務分担など)に工夫の余地はないか(次の全てが「○」か)	
✓臨時職員や再任用職員を活用して、事務効率を上げる余地はないか	
✓事務分担の見直しにより、事務効率を上げる余地はないか	
✓組織面の見直しにより、事務効率を上げる余地はないか	



#### 効率性の総合評価

項 目	評価点数	
	○	×
①民間委託や市民団体等との協働の余地はないか	②へ	2点
②受益者負担について見直す余地はないか	③へ	2点
③業務プロセス(進め方・手続き)に工夫の余地はないか	④へ	3点
④実施体制(事務分担など)に工夫の余地はないか	4点	3点

### 3 事務事業の見直し基準

#### (1) 対象事業

事務事業の見直しの対象は、事務事業評価と同様に、第5次総合計画前期基本計画前期実施計画の重点戦略事業と分野別計画事業とします。

#### (2) 見直しの視点

事務事業の見直しに当たっては、事務事業評価の結果に基づいて、前例や慣行にとらわれない徹底した見直しを実行します。

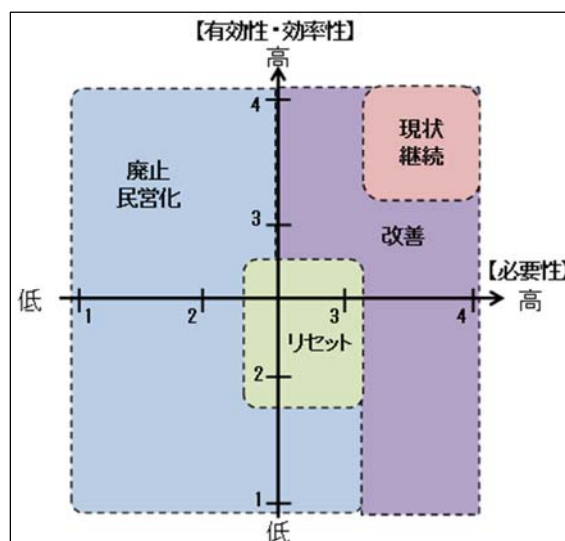
特に、今後の市財政や職員数の状況を踏まえ、真に必要な事務事業に行政資源を投入するという視点に立って、市が実施する必要性が低いもの、目指す成果に対して進捗度が低いものは、廃止・民営化やゼロベースの見直しを行います。

また、市が実施する必要性が高いものであっても、民間の活力を活用する観点から、業務委託を推進し、行政サービスとコスト効率の向上を図るとともに、市民・市民団体等の自立的な活動を促進するなど、事務事業の運営主体の転換を積極的に進めることとします。

#### (3) 見直しの方向性の判断基準

事務事業の見直しの方向性は、事務事業の「必要性」、「有効性」、「効率性」の総合評価点数に基づいて、右図の該当するエリアを参考として、次の4分類の中から判断します。

なお、判断に当たっては、「必要性」と「有効性」を重視するものとします。



##### ア 廃止・民営化

必要性が低い事務事業や、成果が低い事務事業は、廃止又は民営化<sup>1</sup>します。

- ・行政が実施する必要がないもの
- ・民間や市民団体等により実施が可能なもの
- ・事業開始当初に比べて事業の実施意義が薄れたもの
- ・国・県・民間に類似の事業・サービスが存在するもの
- ・成果が上がっておらず、今後も成果向上が見込まれないもの など

##### イ リセット

必要性は一定程度あるものの、有効性や効率性が低い事務事業は、ゼロベースから仕組みや制度を見直し、改めて制度設計します。

なお、見直した結果、有効性や効率性を向上させることが不可能と判断したときは、当該事務事業は廃止します。

- ・事業開始から複数年度（3年を目安）にわたり成果が上がっていないもの
- ・費用対効果が低いもの
- ・民間委託や市民協働の導入により成果向上が期待できるもの など

<sup>1</sup> 民営化…実施主体と運営主体ともに民間で、市が関与しないこと。



## ウ 改善

必要性は認められるものの、有効性や効率性を一層高める必要がある事務事業については、必要な改善を進めます。

- ・他事業と統合・連携して実施すべきもの
- ・サービス水準の適正化を図るべきもの
- ・民間委託や市民協働を拡大するべきもの など

## エ 現状継続

必要性、有効性、効率性ともに高い事務事業については、現状のまま継続します。

### (4) 要改善候補事業リストの作成

(3) の判断基準に基づいて、企画政策課が廃止又は民営化、リセット、改善すべき事務事業の一覧を「要改善候補事業リスト」として作成します。

要改善候補事業リストは、5年間の基本計画期間中に、重点戦略事業と分野別計画事業の別に応じて、下表のスケジュールで作成するものとします。

区分	事業数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
重点戦略事業	54		●	●	●	次期基本計画策定
分野別計画事業	94					
A 健康・福祉	35		●			
B 学習・教育	29			●		
C 産業・雇用	7				●	
D 環境・自然	6				●	
E 地域・安心	9				●	
F 都市・交通	8				●	

### (5) 見直しの方向性の決定

要改善候補事業リストに基づき、事務事業担当課において対応策や実施時期等を検討した上で、行政経営戦略会議において、見直しの方向性を決定します。

### (6) 外部評価意見による見直しの実施

平成29年度から施策を対象とした施策評価に総合計画審議会による外部評価を導入します。

外部評価において、施策の進捗度等を審議する中で、個別の事務事業に対する意見が付された場合は、要改善候補事業リストに掲載されていない事務事業であっても、事務事業担当課において対応策や実施時期等を検討した上で、行政経営戦略会議において、見直しの方向性を決定します。

### (7) 市の補助金の取扱い

市の補助金については、「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づき見直すこととし、本基準による見直しは実施しないものとします。

#### 4 全体フロー・スケジュール

##### ①各課が事務事業評価を実施（5月）

各課が、事務事業の総点検を行い、必要性・有効性・効率性を評価して、今後の方向性を判断します。



##### ②企画政策課が「要改善候補事業リスト」を作成（7月）

企画政策課が事務事業評価の結果に基づき、廃止又は民営化、リセット、改善を検討する事務事業をリスト化します。



##### ③担当課等による対応策の検討（8～10月）

要改善候補事業リストに記載された事務事業を所管する課等が、「いつまでに」「何をどうするか」を検討します。  
また、総合計画審議会による外部評価で、事務事業に対する意見が付された場合も同様に対応を検討します。  
必要に応じて部内や行政評価委員会でも検討します。



##### ④行政経営戦略会議で方向性を決定（11月）

③を踏まえて、企画政策課が行政経営戦略会議に付議し、当該事務事業の今後の方向性を決定します。



##### ⑤予算への反映・公表（11月）

行政経営戦略会議での決定を踏まえて、各課等が次年度予算に反映します。

